

清須市 物価高騰緊急支援給付金 (3万円/1世帯)のご案内

この給付金は、物価高騰の影響を特に大きく受ける低所得世帯を支援するため、住民税非課税世帯(1世帯あたり3万円)を給付するものです。

給付金の支給額

1世帯あたり3万円

支給対象・手続方法

支給対象となる世帯

「住民税非課税世帯」

基準日(令和6年12月13日)において清須市に住民登録があり、世帯全員の住民税均等割が非課税(令和6年度分)である世帯

※世帯全員が住民税が課税されている者の扶養を受けている場合は、受給できません。

清須市から令和5・6年度物価高騰緊急支援給付金を口座振込で受給された世帯

支給のお知らせを郵送しています。

※口座の変更等がなければ**手続き不要**です。

※口座の変更等があれば裏面給付金担当までご連絡ください。

詳しくは「I」へ

左記以外の令和6年度住民税均等割が非課税の世帯

確認書を郵送しています。

返信が必要です。

返信・申請期日：令和7年3月21日(金)
消印有効

詳しくは「II」へ

令和6年1月2日以降に清須市に転入した方がいる世帯

申請が必要です。

詳しくは「III」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

I 住民税非課税世帯であって、令和5年度または6年度の清須市物価高騰緊急支援給付金を口座振込で受給された世帯（受給した世帯であっても、世帯員に異動がある場合は下記「Ⅲ」の申請が必要です。）

- 対象となる世帯には、2月5日（水）に「支給のお知らせ」を郵送しています。

※口座の変更や辞退のご希望がない方：**手続きは不要**です。

※口座の変更や辞退のご希望がある方：**手続きが必要**です。令和7年2月14日（金）までに下記給付金担当までお問い合わせください。

II 住民税非課税世帯であって、上記の物価高騰緊急支援給付金給付を受給されていない世帯

- 対象となる可能性がある世帯には、2月5日（水）に「確認書」（給付内容や確認事項が書かれた書類）を郵送しています。
- 確認書に**必要事項を記入し、同封の返信用封筒にて返信**してください。
※希望する振込先金融機関口座確認書類の写しと本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証等のいずれか一つ）の写しが必要です。

III 世帯の中に令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合（他市区町村で税の申告をした方（住登外課税者）がいる場合もこちらになります。）

- 給付金を受け取るには**申請が必要**です。下記を提出してください。
【提出書類】(1)申請書 (2)振込先金融機関口座確認書類の写し
(3)本人確認書類の写し (4)令和6年度住民税非課税証明書の写し

※ 申請書は「物価高騰緊急支援給付金窓口（北館2階 第3会議室）」にあります。

こども加算について

- 18歳以下の児童（平成18年4月2日以降に生まれた児童）がいる世帯は、児童1人につき2万円を加算して支給します。
- 基準日（令和6年12月13日）以降に生まれた新生児も対象となります。
- 別世帯の児童を扶養している場合も対象となります。（※申請必要）
例）単身で寮に入っている子どもなど、生計が同一であれば対象となります。

給付金の支給手続（上記Ⅱ、Ⅲのみ）

期限：令和7年3月21日（金）※消印有効



※申請期限を過ぎると支給できませんので、お早めにご申請ください。



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

清須市の職員等がATMの操作をお願いしたり、給付のために手数料の振込を求めたりすることはありません。不審な電話等がございましたら、消費者生活センターや最寄りの警察署にご相談ください。

お問い合わせ

清須市社会福祉課 物価高騰緊急支援給付金担当（北館2階・第3会議室）

052-400-2911 応対時間 平日 午前9時～午後5時